

福祉教育委員会

令和5年6月30日（金）
午前9時58分～午前10時09分
議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

・付託議案について

○村岡委員長

皆さんおはようございます。時間前ではございますが、皆様おそろいでありましたので、ただいまより福祉教育委員会を開催します。

当委員会に付託されました議案の審査は終了しておりますので、ただいまから採決に移りたいと思います。

まずお伺いいたします。当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。
(発言する者あり)

まず、反対意見の確認だけ。はい、山下委員。

○山下委員

55号議案の、国民健康保険税条例の一部改正条例の専決処分に関して反対します。

○村岡委員長

では、改めて御意見はお伺いしますので、ほかに議案について反対意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは山下委員から反対意見ありということでございますので、反対の御意見をお願いします。

○山下委員

この問題はもう毎回指摘をしておりますが、一つは、最高額2万円もの引上げになるというのが、事前に議会で諮ることなく国で決まった後に、それを事後報告という形になっていることについて、住民に最も近い地方議会を軽視しているということが第1です。それから、第2は、今回も、最高額の引上げとともに軽減世帯の要件を緩和しているということで、両方あります。特に軽減世帯の緩和によって影響を受ける方もそれなりにあるので、ここはよしとしておまして、一方で最高額も負担能力のある方たちに負担をしてもらうという考え方も理解出来ないことはないのですが、今回の場合、国保そのものの医療給付費ではなく、後期高齢者の引上げの影響によって、この引上げが落ちているということで、やはりこの保険の仕組み全体で国保の所得の低い人たちが集まっている国保の影響を受けてしまうという、この在り方にやはり問題を感じるという点で、反対であるということをお申し上げます。

○村岡委員長

はい。松永委員。

○松永憲明委員

例年のごとく、山下委員さんのほうからは反対というふうに言われているわけですが、反対を言っただけで何かインパクトがあるのかなと私も最近思ってきてるんですよ。むしろ、例えば委員会として附帯決議をつけるというような形をしてですね、国にアピールする方法がないのかどうか。何かもう少し、話も私も良いとは思ってますしかし、もうやむを得ないということなんですよね。これも、執行部側が絶えず同じことを言ってますよね、国は言ってますけども、仕方がないですもんね。出来てないから仕方がないですと。だからそれをどうやって打ち崩していくのかっていうことを考えていかないと、単に反対ですだけでいいのかなというふうには私は思っているところです。だから、皆さん方がどういうふうにお考えなのか、ちょっとそこら辺もお聞かせ願えれば思っているんですが。

○村岡委員長

まず、この件に関しましては、いわゆる専決処分がなされた案件ということで委員会、本会議もそうですけども、専決処分の承認をするかどうかというような部分でありますので、仮に承認とした場合のときに付帯決議みたいなものがなじむのかどうか。事務局で確認をしてもらってもいいんですけども、附帯決議というようなニュアンスは理解できるんですけどもそういったものがなじむかどうかというのはちょっと難しいところもある。しかも、承認をすると言った上での、具体的なニュアンス、確認はしますけどもちょっとなじまない点かなと。感覚はまた全く別立てのものとして、取り扱うような働きかけをというような考えのほうがいいのかな、という気がしないでもないですよ。

○山下委員

全然別の機会にですね、議会として意見書を上げるとかいうやり方もあるかもしれないとは思いますが。松永委員の御意見は大変ありがたい貴重な御意見だと思いつつ伺ったんですが、その意見書を別の機会に上げるというやり方もあるかもしれないんですが、確かにこういうやり方で議案が出てきたことに対して、こんなやり方でいいんですかっていうことを、本当に委員の皆さんが一致して思ってくださいるのであれば、やっばこういうやり方で専決処分なんかのやり方でするのはおかしいと市長会を通じて毎回言われているという中身を、議会としてもちゃんと物を言うというのは、この専決処分の議案が出たことを受けてやるってことはありなのかなと思います。だから、なじまないことは全然ないと思います。議案なので、この議案に対してどうなのかということについて、中身はやむを得ないという判断の方と、いやこれはいかんという判断が分かれたとしても、そもそも、このやり方はどうなのかっていう点で、意見が一致するのであれば、そこは、ありかとは思いますが、事務局に御相談されるなら、されたらいいと思います。でも実際決めるのはここではないんでしょうか。

○福井委員

専決処分の理由そのものがですよ。いわゆるその施行日が4月1日ということで議会を招集する。時間的になかったというのがこれ最大の問題になってるんで、その辺を踏まえた上でこれやむを得ないという部分は、皆さん、一部の議員さんそう思っているしやると思うし、背景について山下議員さんあたりがおっしゃるようなことについては

我々は考えないでもないというようなことを含めてですね、その辺は私たちとしても内部でもう少しその検討をするなり、あるいはまた意見交換するというのも踏まえた上でまた、そういう意見を持ち合わせ、戦わせることは、いいと思います。今日この場でぼんとそこってということについてはですね、ちょっとなかなか難しいところだと思います。

○村岡委員長

本日は採決まとめということで皆様各会派においても、検討して、持ち寄ってきていただいておりますので、まずは、この内容につきましては今回確かに時間的な部分で、また来年のこの6月に同じようになるわけですから、ちょっとそこを向けてというような部分は課題として、よろしいかなというふうには思っております。それでは、採決のほうに入りますけども、よろしいでしょうか。はい。はい。ではまず、採決の方法につきまして、意見が分かれている第55号議案について、挙手採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。はい。異議なしということですので、そのように採決いたします。それでは、第55号議案について挙手により採決をいたします。なお、挙手されない場合は反対として取扱います。お諮りいたします。第55号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、賛成多数と認めます。よって第55号議案は承認すべきものと決定いたしました。次に先に、承認議案について進めてまいります。56号議案について簡易採決を行います。お諮りいたします。第56号議案について、承認することに御異議ございませんか。異議なし。異議なしと認めます。よって第56号議案は承認すべきものと決定いたしました。次に、第44号議案、第49号議案、第50号議案について、簡易採決いたします。お諮りいたします。第44号議案、第49号議案、第50号議案について可決することに御異議ありませんか。異議なしと認めます。よって、以上の議案は可決すべきものと決定いたしました。以上で当委員会に付託された議案の採決を終了しました。次に、本会議での委員長報告についてはいかがでしょうか。はい、正副一任中に、いうことでよろしいでしょうか、はい。それではちょっと連絡でございますけども、せんだってより皆様にお知らせをしておりました佐賀市手をつなぐ育成会との意見交換についてですけれども、先日グループラインのほうでもお知らせしたとおり、7月の12日水曜日の午後2時から大会議室を使用しまして、開催をいたすようにしますのでよろしくお祈りいたします。最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが御異議ありませんか。異議はないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。以上をもちまして、福祉教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日
福祉教育委員長 村 岡 卓